

安城市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

安城市長 三星 元 人

安城市条例第27号

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成12年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

23 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

24 前項の規定により減免する保険料の額は、同項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額から令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額を減じて得た額とする。

25 附則第23項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の

申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。